

神奈川県行政手続条例施行規則の一部改正について

1 改正の経緯・趣旨

令和5年6月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続法が一部改正（以下「改正行政手続法」という。）され、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与に係る通知の公示（以下「公示送達」という。）が、これまでの行政庁の事務所の掲示場への掲示から、公示事項（※）を①総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、②行政庁の事務所の掲示場への掲示又は③当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとなった。

神奈川県行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）は、行政手続法第46条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政手続法と共通する事項を定めていることから、改正行政手続法と同様の規定を行政手続条例において定めることについて、令和8年第1回神奈川県議会定例会において議決を得て、神奈川県公報（令和8年3月31日号外第28号）により公布をし、令和8年5月21日に施行されることとなった。（以下「改正行政手続条例」という。）（改正行政手続法と同日施行）

この改正行政手続条例における公示送達は、改正行政手続法と同様に、公示事項（※）を（1）規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、（2）行政庁の事務所の掲示場への掲示又は（3）当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとしている。

本件は、改正行政手続条例に規定される（1）の具体的な方法を定めるため、神奈川県行政手続条例施行規則を一部改正するものである。

※公示事項

- ア 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名
- イ 聴聞の期日及び場所
- ウ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- エ 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令（神奈川県行政手続条例の場合は、条例等）の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を記載した書面をいつでもその者に交付する旨

2 改正の概要

規則で定める公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法は、行政手続法における総務省令で定める場合と同様に、インターネットを利用した公表により行うことを予定していることから、次の条を追加する。

(不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞等に係る通知の公示の方法)

第2条 条例第15条第4項(条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

3 施行期日

令和8年5月21日